

令和6年7月25日

第7回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第7回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和6年7月25日				招集場所	市民プラザかぞ 多目的ホール			
開会の日時	午後2時00分				閉会の日時	午後3時37分			
会 長	小 川 達 男				職務代理	松 本 昇			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	高 橋 雅 一	○		9	小 山 治 延	○			
2	久 保 文 夫	○		10	須 藤 秀 夫	○			
3	瀬 下 京 子	○		11	関 弘 明	○			
4	山 岸 和 男	○		12	松 本 昇	○			
5	嶋 村 淨	○		13	中 島 利 雄	○			
6	金 子 勇 一	○		14	小 川 達 男	○			
7	小 川 達 夫	○		15	小 坂 実	○			
8	松 本 榮 次 郎	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局 長 野 崎 修 司				
					次 長 前 島 勝 己				
					主 幹 藤 間 みゆき				
					主 幹 渡 辺 昌 也				
					主 幹 関 田 毅				
					主 査 大 熊 健 太 郎				

開会 午後 2時00分

○局長（野崎修司君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、これより令和6年第7回の加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○局長（野崎修司君） 初めに、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 皆様、こんにちは。職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中、また猛暑の中ご出席いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、これより令和6年第7回加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎会長挨拶

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。

続きまして、小川会長さんよりご挨拶をいただきます。

○会長（小川達男君） 皆様、こんにちは。

梅雨明け今日で大体1週間がたちました。梅雨明けと同時に、昨年も申したんですけれども連日蒸し暑い、昨年と違いまして、昨年は暑さだったわけなんですけれども、今年はプラス蒸し暑いという言葉が入りまして、そういう中、1週間ばかりたったわけでございますけれども、先ほどニュースで山形県では水の被害が大きく報道されております。

埼玉県でも昨日は南のほうを見ましたら真っ黒い雲がありまして、あれが来たら私の梨は全滅だなと覚悟をしながら観察したんですけれども、運よくそれまして南のほうへ行っただけなんですけれども、南のほうでは新聞報道であれだけの被害が出ましたということで、今後ともこの厳しい気象条件は続くと思います。

そういう中、皆様方も体には十分気をつけていただきまして、特に熱中症対策、私は昨年、

8月4日に人生初めて熱を出してダウンしました。それで一つのある会議へは出席できなかったんですけども、そういう経験がありますので、十分に気をつけてこの時期を乗り切ってもらえればというふうに思っております。

それで、本日も多数の案件があります。皆さん方の協力の下、スムーズにこの会が進行できればというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ですけども、私の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。

◇

◎出席委員数の報告

○局長（野崎修司君） 本日の総会でございますけれども、本日は全委員さんのご出席をいただいておりますので、ご報告を申し上げます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

以降の進行につきましては、小川会長さん、よろしくお願いいたします。

◇

◎議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

5番、嶋村 浄 委員並びに

6番、金子 勇一 委員

の両委員を指名いたします。

◇

◎取下願の報告

○会長（小川達男君） それでは、議事に入る前に、2件の取下願が提出されております。

本日の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、議案書1ペー

ジの1番、大桑地区の案件、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、議案書7ページの3番、水深地区の案件については、取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれますことをご報告いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の8件を議題といたします。

初めに、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図2ページ、3ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業規模の拡大をするため、譲渡人については農業規模の縮小を図るため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作については特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

7月19日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地は少し草が生えていました。譲受人の さんにお聞きしたところ、譲渡人の さんは にお住まいで土地の管理が難しく、今までは、 さんの友人 さんが管理されていて、体力的にこれ以上難しいとのことで譲受人の さんに相談したところ、今回の申請に至ったとのことです。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番及び4番の水深地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

3条の3番と4番は譲受人が同一で、売買により土地を取得し、タマネギ、キノコ等を作付するものです。

今回の申請に当たり現地調査を行ったところ、申請地には既に譲受人が所有する太陽光発電施設が設置されており、農地法違反の状態でした。

なお、立地基準においては、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されました。

本件に関しまして、譲受人に対し、農地に設置されている太陽光発電施設について撤去するよう指導してまいりましたが、撤去されることはございませんでした。

事務局といたしましては、農地に太陽光発電施設が既に設置されている状況ですので、まずは農地に復元していただくことが必要であると判断いたしました。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

7月19日に増川推進委員と現地調査してきました。

この案件は、先ほど事務局が説明されたように さんです。太陽光発電が設置されていました。19日に現地を見に行ったら、既に3人から4人ほど工事をされていました。

難しいところがありますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

ありませんか。

（発言する人なし）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、3番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

○会長(小川達男君) 挙手なしでありますので、不許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

○会長(小川達男君) 挙手なしでありますので、不許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図5ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は営農規模拡大のため、譲渡人は農業をやっていないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(小川達夫君) 7番、小川です。

7月13日土曜日に、田村推進委員さんと現地を確認後、 さんのご自宅に訪問してまいりました。

まず、 さんと さんは 関係にあります。 さんは を超えております。

さんは して、農業にこれから励むという背景でございました。

現地は、上2筆の は畑でありまして、きれいに整地されておりました。また、

につきましては田んぼでありまして、稲が植わっております。

さんは、 に入っております。これからは営農に専念するという考えでありまして、今まで の さんの名義になっておりましたが、もうそろそろ自分の名義に変えてもいいんじゃないかということで、両者が生前贈与に同意したということがございます。

農地法に鑑み、何の問題なしと判断してまいりました。委員の皆様、ご審議よろしくお願
い申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

5番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図6ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は譲り受ける農地が隣接地であり、耕作しやすく規模拡大のため、譲渡人は
所有の畑は隣接地ではなく、農機具がないためとなっております。

なお、譲受人の農機具保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題
ないと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査
の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

7月20日に、地区担当委員の森博司さんと寺田薫さんの3人で現地確認を行ってまいり
ました。譲受人の さんに現地対応をしていただきました。

案件の土地は、 さんの家のすぐ隣にあり、長年にわたり野菜畑として借りて管理して
いたそうです。譲渡人の さんは、両親の代は農業を行っていたそうですが、代替わりし
てから農業は行っていないとのこと。自分での維持管理は難しく、将来のことを考えて、
今回の案件となりました。

現地を確認してきましたが、きれいに管理されていました。これから先も野菜畑として維
持管理できると思います。

このようなことから、本件申請は状況確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると

思われますので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

6番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図7ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業の規模拡大のため、譲渡人は耕作していただいた方が高齢のため作業ができなくなったためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作について特に問題ないと思われまふ。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

7月19日、田村推進委員と譲受人の さん立会ひの下、現地調査並びにお話を伺ってまいりました。

現地はきれいに草も刈ってありまして、管理されておりました。 さんは育苗ハウスを建てる土地を探してありまして、 さんは以前より耕作されていない土地を処分したいというお話があったため、今回の申請になったそうです。

1つ聞きたいことがあって、 というのは、ちょっと土地が狭いのでここはハウスは建てられないのではないのでしょうかというお尋ねをしまふたら、 が野菜を作るということで、お話を伺ってまいりました。やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、8番の元和地区の案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己又は同居親族若しくは配偶者に関する事項については、議事に参与することができない。」ということに が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

（ 退室）

○会長（小川達男君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図8ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は営農規模拡大のため、譲渡人は農機具を所有しておらず、農業をできないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断しますと、取得後の耕作についても特に問題ないと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

7月22日月曜日の午前中に、推進委員の田村さんと2人で現地確認に行っておりまして。現地で譲受人の さんにお会いし、いろいろお話を伺ってまいりました。

譲渡人の さんと譲受人の さんは知り合いだそうです。土地を さんから、ぜひもらってくれないかという話で、 さんから承知をしてもらって話が決まったそうだそうです。

何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の元和地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

審議が終了しましたので、退席している の入室をお願いします。

（ 入室）

○会長（小川達男君） 次に、9番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図9ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は現在も畑として借りており、野菜を作っているため、譲渡人は長年土地を貸しており、今後も耕作できないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

7月17日に、地区担当推進委員の坂田さんと共に、譲受人代理の さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

現地は、野菜が栽培されている農地で、譲受人代理の さんによりますと、この農地は譲渡人から8年近く借りて耕作しておりましたが、 が他界し、今後のことを譲渡人と話し合っている中で譲渡に合意したことから、今回の申請になったとのことでした。また、今後は多くの野菜作りに挑戦していきたいとも話しておりました。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われま

断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番の豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図10ページ及び現況図4-1をご覧ください。

本案件は、平成16年に軽微変更した後、農地転用許可を受けずに農業用物置を建築してしまい、農地転用許可が漏れていたことが判明したため、許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、始末書が添付されており、今後においても農家用物置として使用していくことから、やむを得ないと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、小川でありますので、私のほうから説明したいと思います。

この案件につきましては、7月21日に、推進委員の石川さんと共に現地調査、聞き取りを行いました。

まず、2人で さん宅を訪問し、現地をまず最初に拝見いたしました。現地は、配置図で見ても分かるとおおり、我々2人が行った時点では、母屋の大きいのがありまして、東

側に昔の小さい母屋がありまして、その東側に大きな農業用倉庫及び作業所、それで南側に小さな農作業の物入れ等がありました。だから、感じといたしましたら、全て宅地の中にあるようなふうに思われます。

そういう中で、ちょうど さんが体調を崩して聞き取りができませんでしたので、から聞き取り調査を行いました。

その内容といたしまして、3つばかりありまして、まず、この2個の建物は、 さんの さんが に亡くなったんですけれども、 が20年から15年ぐらい前に、 に相談もなく作ってしまったと。それで、昨年、 さんの さんがこの自宅裏に新しいうちを造るということで工事が始まったんですけれども、それにつきまして、農地転用の問題がある土地が出てきたということで、今回の手続を行ったという話です。

あと、もう1点は、この境界線の農地なんですけれども、全て東側、南側、西側、あと裏も全てこの さんの土地だそうです。現時点でいうと大変困っているという感じでおりました。そういう点から、農地の維持は困っているという感じです。

そういう点から、今、事務局が話したとおりの大筋なんですけれども、何ら問題ないというふうに判断しましております。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

私のほうからは以上です。

それでは、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

1番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図11ページ及び配置図4-2をご覧ください。

本案件は、昭和54年の自宅の建築に伴い農地を宅地の一部として利用しており、農地法の手続を行っていないことが判明したため、許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現在、申請地には物置が建ってい

る状況ではありますが、始末書が添付されており、今後においても物置として使用していくことから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

7月17日に、担当推進委員の坂田さんと共に、代理人の さん、 さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

さんによりますと、県道、市道の拡張に伴って用地が買収され、宅地が縮小されたため、宅地に隣接する農地を出入口の一部として使いました。その後の現地の農地は、やはり市道の拡張によって縮小されて、今は本当に小さな土地になっておりまして、狭小農地で耕作しにくいことなど、やむを得ない状況だったのかなと思っております。

こんな状況ではございますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の11件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図12ページ、13ページ、土地利用計画図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅11棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

7月20日、推進委員の梅田さん、野本さん、代理人で の さん及び譲渡人代表の さん、5人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、 地区の既存集落で の東側に位置し、足元に雑草が繁茂している現状です。

ここは何年も遊休農地でありましたが、 の が購入することになり、今年の春から譲渡人の さんが代表して雑草を除去しておりました。それぞれの譲渡人は高齢でもあり、管理することができないので手放すことにしたとのこと。このことにより、周囲の住宅には雑草等の悪影響が少なくなるのではないかと推察されます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図14ページ、15ページ及び土地利用計画図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地12区画とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

7月19日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地は少し草がありましたが、管理はされていたようです。譲渡人の さんにお聞きしたところ、この申請地は数年前まではお米を作っておりました。ここ数年で周りは新しい住宅が増えてきて、水路等の維持が難しくなった。井戸水も井戸がれとなり、これからの将来を考えて今回の申請に至ったとのことです。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図18ページ、土地利用計画図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅2棟16戸を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ない

ものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

7月13日土曜日に、田村推進委員さんと現地確認をした後、 さん宅を訪問してまいりました。

まず現地は、今まで放置農地で、周りの住宅から苦情が出るようなありさまでございましたけれども、今回現地調査した結果、きれいに草刈りがしてありました。本件が決まってから、そうしたんだと思います。

譲渡人の 氏は自立農家でございますが、高齢になったため、自宅周辺の農地を管理するのが精いっぱいということで、少し離れた農地については管理ができず困っていたということが現状でございます。幸い当該地は周囲が住宅地となっており需要も高いことから、農業するのが難しく、 氏に手放すことを依頼し、買主が現れるのを待っていたそうです。

7月19日金曜日に、購入者の代理の 氏に確認したところ、買主の 氏は 在住でございます、 氏のほうの都合で相続対策及び土地の有効活用という点からどうしてもお金の使い道が必要であったということで、本件土地を購入しアパートを建てるということで意見が一致したということです。

農地法の観点から何の問題ないと判断してまいりました。委員の皆さん、よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図19ページ、20ページ、土地利用計画図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、()とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

7月22日に、地区担当委員の森博司さん、寺田薫さんの3人で現地確認調査を行ってまいりました。代理人であります さんに現地対応をしていただきました。

譲受人の は、耕作放棄地の解消や就農希望者の育成などを目標に、現在耕作放棄地になっている案件の土地9筆、5,031平米に を設置し、農業の効率化を図り社会貢献をするため計画したとのことです。

現地はきれいに耕うんされ、整備されておりました。案件の土地から家屋は離れており、日陰、騒音等の影響もないと思われまます。

このようなことから、本件申請は状況を確認した結果、農地法の許可基準から判断いたしましても問題なく、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「いいですか」と言う人あり)

○会長（小川達男君） はい、どうぞ。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

譲受人は、これ なんですけれども、何か が農地を取得する際は何かいろいろ調べなくちゃならないというふうに記事をちらっと見たんですけれども、今回もこれ、それに該当するんでしょうかね。こちらは日本の会社じゃなくて外国の会社が取得するかも分らないけれども、まあ だから間違いないと思うんですけれども、その辺ちょっと確認させてください。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

今回の申請者については、特に農地は取得はする予定はないということで伺っておりまして、あと一つに今、解除条件付という形で土地を借りて耕作するというのを伺っておりまして、その耕作で収穫したものをこちらの でいうところで伺っていますので、はい、お願いいたします。

○5番（嶋村 浄君） これ売買というのは、 は買うんじゃないんだ。

○事務局（渡辺昌也君） あっ、売買、このこちらの今回の申請地については、この土地については買って、そういった という施設はやることになっているんですけども……。

○次長（前島勝己君） 農地を農地として取得するときに要件がありますが、これは農地を農地以外で取得しますので、その要件は該当しませんので、大丈夫です。

○5番（嶋村 浄君） ああ、確かに。ああ、そうですね。分かりました。

○次長（前島勝己君） は、現在、かなり多くの農地の耕作をしておりますので、恐らく農地所有適格法人の要件はクリアすると思いますが、今年の に発足、設立した会社ですので、まだ事業期間が終わっておりませんので、報告書は頂いていない状況ですが、その辺は心配ないかなというふうに思います。

○5番（嶋村 浄君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

5番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図21ページ、配置図5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃借権30年により土地を借り受け、 を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認

したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。

ナンバー6の志多見地区について、今事務局のほうから説明のあったように、ここは跡地を今、建築基準法で建屋がちょっとまずいということで移転する予定にあるということで、一応代理人に連絡したんですけれども、ちょうどこの日が、11、12が本人が休みで、13日から連休に入りましたので、16日以降というと我々もちょっと都合があったものですから、一応譲渡人の さんに本人から確認をすることにいたしました。

さんの話では、一応位置図を見ていただくと、現地は草が刈ってあってきれいに整地はしてあるんですけれども、 さんの話では、年に3回から4回ぐらい草刈りをしてい

ますというふうな話がありました。当日は少し草は伸びていましたが、管理している状態には見受けました。特に、推進委員の夢川さんと さんと私、3人で現地で説明聞きながらいろいろお話をさせてもらいましたが、場所的にはちょっと位置図を見ていただくと、左手に交差点に と書いてあるところは、これ の交差点です。現状は今の は、ここから左手に約150メートルぐらい行った位置にあります。場所的には はその付近にということで探していたところ、逆にその交差点からちょっと右に、 のほうに向かって今約200メートルぐらいの位置なんですけれども、位置的にはちょうど都合がいいということで話が進んでいるという説明を受けました。

取りあえず30年の賃借権、賃貸ということで話は進んでいますよという話を聞きまして、特に、推進委員さんと判断し、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

6番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い

します。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図22ページ及び土地利用計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番(松本榮次郎君) 8番、松本です。

ナンバー7番について、代理人の さんに、7月19日、夢川推進委員さんと さんと私の3人で現場を確認し、説明を受けました。

この場所は、以前建物が建ってしまして、たまたまこの さんという方は、ここに と一緒に住んでいたということを代理人さんが話していたんですけども、もともと私の地区でございますから、内容的には分かっているんですけども、いろいろ さんから話を聞きまして、一応、 の さんが購入したいということで、今現在、売買で一応進んでいるということで、ここに家を建てるということで今現在進めているという話になっております。一応、入り口も市道になっていて、建屋も壊してかなり整地はされておりました。

そんなことで、特に問題ないというふうに判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

○局長(野崎修司君) ここで議事の途中でございますけれども、暫時休憩といたします。
再開は3時10分といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

◇

◎開議の宣告

○局長(野崎修司君) それでは、先ほどに続きまして議事を再開いたします。

◇

○会長(小川達男君) それでは、始めます。

8番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図23ページ及び土地利用計画図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番(関 弘明君) 11番の関です。

7月16日火曜日に、推進委員の清水さんと現地確認を行いました。

現地対応につきましては、代理人の さんにお話し、お話を伺ってまいりました。

申請地ですけれども、畑ですけれども、作物は作付されておりませんで草が生えているような状況でした。全く管理をしていないということではなく、年何回か草刈りだけを行っているような状況でした。

今回の申請は、太陽光発電施設の設置ということですが、先ほど事務局のほうの説明にありましたとおり、本申請地の西側には、今回の譲受人の 太陽光発電施設が既に設置されておりまして、施設の拡張という形になっております。

施設の管理体制ですけれども、太陽光のパネルの下については、防草シートとか砂利等は敷かないで年2回草刈りを実施する。また、定期的に巡回を行って必要に応じてさらに草刈りを行っていくとのことでした。また、周囲にはネットフェンスを設置し、外部の方の侵入を防止するとともに、事業者名や連絡先等を明示した看板を設置することになっておるといふことでした。

参考のために、代理人に確認をしたんですけれども、太陽光発電施設の耐用年数は約20年だそうで、12年程度で投資額は回収できる予定という形だそうです。状況によって若干変わってきてはいますが、そんな形のようなものでした。20年後、この施設を更新するか廃止するかについては、そのときの経済やエネルギーの状況を考慮し、検討していくというふうにおっしゃってまいりました。

現地調査や聞き取り結果については、以上のところですが、農地法5条の許可要件、立地基準、一般基準とも問題はないと思いますので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

8番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図24ページ、土地利用計画図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地9区画とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

7月16日に、推進委員の金子さん、 の3人で現地確認を行いました。

現地は、たしか去年までは陸田として稲作をやっていたんですけども、今年は作っていないものですから、大分草が生えておりました。

譲渡人の さんは、私もよく知っている方なんですけれども、ちょっと高齢になりました、なおかつ に にも先立たれて、今 生活しておる状況です。ここ2年ぐらいはほかの方に作っていただいていた様子です。 がいるんですけども、

がもうなるべく資産は圧縮してくれと言われているんだと。そんな関係があって今後売られるかもしれないという話は前から聞いていたんですけども、今般売することに決めたそうです。

これ、隣は なんですね、 という なんですけども。でも、ご覧のとおり、みんな周りもう住宅ばかりで立て込んでいまして、何と今近くに も建っていらして、まあやむを得ないかなと判断いたしました。よろしくご審議のほうお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

9番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図25ページ及び現況平面図、断面図、計画平面図、断面図5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権3か月により土地を借り受け、農地改良工事、一時転用を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地と判断されますが、3か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

7月18日の午前中に、推進委員の町田さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で譲渡人の さんの と譲受人の の代理人の さんにお会いし、いろいろお話を伺っていました。

現地は低い土地のため、トラクターが2回ほど潜ってしまい、動かなくなってしまったそうなのでございます。それで、クレーンを頼んで上げてもらったとのことでした。それで、農地改良をしようとなったそうです。

その結果、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

10番の東地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図26ページ、平面図、断面図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権3か月により土地を借り受け、農地改良工事、一時転用を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、3か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするための農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

7月19日、田村推進委員と代理人であります の さん立会の下、現地調査並びにお話を伺ってまいりました。

現地ですけれども、アシ地になっています。アシが3メートルぐらい生えておりまして、さんが従業員さんと一緒に、 、あと、 の一部分なんですけれども、そこは刈ってくれたということなんです、そのちょうど大きな土地に関しましてはアシが3メートルも生えていて、もう機械が入らないので自力で2人でやろうとしたらしいんですけれども、膝までやっぱり潜ってしまうため、その草刈りも中止をしましたということです。

譲渡人の さんですけれども、以前は が耕作をされておりましたが、亡くなられたため、 さんであります さんが相続したんですけれども、ずっと耕作をしていないため、休耕地ということになっておりました。

今回の申請で水捌けをよくして、耕作機械を入りやすくすれば耕作放棄地の解消にもなると思いました。申請が許可された後は、 さんが畑として使用するということでした。やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

11番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図27ページ、配置図5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

7月17日に、地区担当推進委員の坂田さんと共に譲渡人代理の さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

さんによりますと、譲渡人は、以前から耕作しておらず、今後も耕作しないということから処分を考えていたとのことでした。現地は、西側、東側が農地に接しておりますけれども、水路等で区分されており、進入部も耕作に支障のないように見えました。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われま

すので、許可相当と判断したところ

です。この場所も以前からずっと耕作されていない遊休農地でございますので、これが遊休農地の解消に一役買っているのかなと思

いました。

以上、ご審議のほどよろしくお願

いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

12番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

◇

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙、議案第4号をご参照ください。

令和6年（農地中間管理事業分・7月分）農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件ございまして、新規分合計1筆、面積734平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、承認とすることに決定をいたします。

◇

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙、議案第5号をご参照ください。

令和6年（7月分）農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかのご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

はい、どうぞ。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

今回これを見て、賃料ですが、賃料がゼロ円という項目が4番から7番、あと9番、これは地権者もそれは同意しているというふうを考えてよろしいのでしょうか。

○次長（前島勝己君） お互いに契約書を取り交わすときに、お互いが署名しております。この契約書は、農業振興課を経由しており確認をしておりますので、双方が同意しているという事で間違いありません。

この使用貸借というのは、無償ということになります。賃貸借だと借上料金を決めますが、使用貸借ということになると0円ということになりますので、これで間違いございません。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定をいたします。



◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） それでは、報告第1号から第4号についてご説明させていただきます。

加須市農業委員会議案書の11ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について5件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、13ページからをご参照ください。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について2件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、14ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について8件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、15ページからをご参照ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について28件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長（野崎修司君） 小川会長、進行ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、最後になりますが、松本職務代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本昇君） 本日はお忙しい中、委員各位におかれましては長時間にわたり慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

これもちまして、令和6年第7回農業委員会を閉会といたします。

閉会 午後 3時37分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年7月25日

会 長 小 川 達 男

署名委員 嶋 村 淨

署名委員 金 子 勇 一